

たはら亮 後援会 規約

規 約

第1条（名称）

本会は、「たはら亮 後援会」と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、埼玉県朝霞市に置く。また、必要に応じて支部・連絡所を置くことができる。

第3条（目的）

本会は、たはら亮の政治活動及び社会活動を支援することを本来の目的とし、あわせて明るく豊かで、住みよい地域社会の構築と会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条（事業）

本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 総会、役員会の開催
- 2 講演会、研修会、座談会等の開催
- 3 会報等の発行及び配付
- 4 関係諸団体との連携
- 5 その他本会の目的達成のために必要な事業

第5条（会員）

本会の組織は、第3条の目的に賛同するものをもって構成する。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名以内
- 3 幹事 若干名
- 4 会計責任者 1名
- 5 監事 1名

第7条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第8条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（その他）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、平成27年9月22日より実施する。